

## 1 令和5年度の児童相談所状況について

### <全体状況>

(表1)は県所管の児童人口(18歳未満)、相談受付件数(テレホン相談を除く)、受け付けた相談の主な内訳の件数について5年間の推移を表したものです。児童人口については減少傾向にありますが、令和5年度の相談受付件数は前年度より607件(4.6%)増加し、過去最多となっています。相談内訳別の受付件数については、年度ごとに変動が見られますが、虐待相談は7449件と159件(2.1%)増、育成相談についても56件(7.4%)増で過去最多となっています。

(表1) 児童人口、相談受付件数と主な内訳

年度	所管 児童人口*	相談 受付数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
5	394,459	13,592	839	7,449	4,045	119	806
4	399,423	12,985	882	7,290	3,661	124	750
3	404,390	13,034	789	6,742	4,356	111	734
2	410,830	11,012	792	6,231	3,059	96	621
元	416,130	12,486	879	6,704	3,691	129	752

(\*所管児童人口は令和5年1月1日神奈川県年齢別人口統計調査より)

### <児童福祉法等の一部を改正する法律と子どもの権利擁護の環境整備について>

- こども基本法(令和5年4月1日施行)と児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月1日施行)の施行に伴い、子どもの権利擁護の環境整備が都道府県の義務として位置付けられました。児童相談所においては、入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとされ、その仕組みの整備が求められることとなりました。今まで児童相談所が行ってきた支援が制度化され、より子どもの権利が尊重されるようになりました。また、令和7年6月施行予定の一時保護時の司法審査においても、これまで同様に子どもの意見を聴取する必要がある、職権保護を行う場合にはより丁寧な説明、意向の確認を行うことが求められるようになります。このため神奈川県児童相談所では、「子どもの声を聴こうプロジェクト」を立ち上げ、準備を始めました。一時保護所においては、子ども向けの「一時保護所のしおり」をより児童の人権に配慮したものに改訂すると共に、社会的養護のもとで生活している子どもたちに配布する「権利ノート」も改訂し、活用されるようになりました。今後も子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どものセルフアドボカシーの実現に向けて、取り組んでいきます。